

## 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和4年9月5日（月）午前10時00分～午前10時58分					
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール					
③	出席委員							
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美	
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文	
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美	
13		14	山首憲市	15	大野定徳	16	形山康浩	
17	高岡利典	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史	
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子	
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次	
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市	
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	堀内保宏	36	往見康範	
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男			
④	欠席委員	13	矢野正祥					
⑤	遅刻委員							
⑥	事務局	久保事務局長	富永次長	菊地係長（農地）				
		松田係長（農政）	菊地主査（農地）					
⑦	農林水産課	菊池課長	竹田課長補佐	大田主事				
⑧	会議の内容	議案第56号	農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第57号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
		議案第58号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第59号	農地転用事業計画変更申請について					
		議案第60号	非農地証明について					
		議案第61号	下限面積（別段の面積）の変更について					
		議案第62号	農用地利用集積計画の決定について					
		議案第63号	大洲市農業委員会公印規則の一部改正について					

事務局（局長） 只今から、令和4年第9回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。  
開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議長をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。  
出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員20名中20名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。  
本日、13番 矢野正祥委員より欠席の報告を受けております。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。  
まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員に、32番 中本祐市委員と33番 坂幹幸委員を指名いたします。  
次に、日程第2 書記の指名を行います。  
本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。  
それでは、日程第3 議案審議に入ります。  
まず、議案第56号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長） 議案56号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。  
議案書1ページをご覧ください。  
1番、2番及び3番は譲受人が同一の関連案件です。  
1番、平野町野田の土地、田3筆1, 580㎡、畑1筆132㎡は、贈与による所有権移転です。  
所有権移転後も引き続き、水稻、野菜等の栽培を行います。  
2番、平野町野田の土地、畑2筆1, 079㎡、及び3番、同じく平野町野田の土地、畑1筆1, 136㎡は、共に売買による所有権の移転です。  
所有権移転後は現況を引き継ぎつつ、野菜等の栽培を計画しています。  
いずれも、農業は譲受人家族が年間を通して従事します。  
4番、北只の土地、田3筆2, 074㎡、及び畑1筆82㎡は、贈与による所有権移転です。  
所有権の移転後は、水稻及び露地野菜を栽培する予定です。  
農業は、譲受人夫婦が年間を通じて従事します。  
5番、野佐来の土地、畑3筆140㎡、売買による所有権の移転です。  
所有権移転後は、露地野菜を栽培します。  
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。  
以上、5件のご審議をよろしく申し上げます。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

8 番

1 番案件から 3 番案件までは関連案件ですので、3 件合わせてご説明いたします。

議案説明資料は、2 ページから 4 ページをご覧ください。

1 番案件は贈与、2 番、3 番案件については売買での所有権移転になります。

申請地は、平野町野田の大根集会所の南西約 400 m と、夜昼集会所の北東約 100 m にある、いずれも譲受人の両親が所有する農地に隣接し、今後は一体的な利用をしたいとの意向で申請に至っています。

譲受人は、市内で勤めながら両親と一緒に農業経営をされており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 7 号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

4 番。

9 番

4 番及び 5 番案件の説明をさせていただきます。議案説明資料の 5 ページと 6 ページを参考にしてください。

4 番案件は、贈与による所有権移転で、譲渡人は県外に在住しており、耕作管理が困難なため、無償で譲るものです。

申請地は、南久米連絡所から南へ約 300 m にある農地で、譲受人は、夫婦で地元において大規模な農業経営をされており、農地取得後の管理に問題はないものと思われま。

また、5 番案件は、第 8 回定例総会において「下限面積 (別段の面積) の変更」案件として指定追加された農地で、申請地は、大洲市役所から南南西に約 4.2 km にある、空き家バンクに登録された物件と隣接する畑 3 筆になります。

譲受人夫婦は、これまで農業の経験はほとんどなく、農業経営を始めるための新規営農計画書が提出されており、今後の耕作状況を見守っていくこととします。

その他調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 7 号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 57 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農政係長）

失礼いたします。議案第57号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ、並びに別紙「議案説明資料」の7ページから10ページを併せてご覧ください。

1番、五郎の土地1筆です。申請人が申請地の隣接地に居住しているが、物置がなく、住宅が手狭で不便なので、申請地に物置を建築するため、申請地を宅地として利用するものであります。

申請地は、8ページの位置見取図に示した赤線に囲まれた部分で、大洲市内中心部から北北東に約3.7kmのところの位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

なお、申請地は約20年前に、物置がなく住宅が手狭で、当時耕作をしてなかったこともあり、物置を建築しタンスや電化製品等の生活用品を置いているとのことで、既に利用されています。このことについては申請人から始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」の7ページをご確認ください。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

4番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の7ページから10ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程、事務局から説明がありましたように、既に物置等で利用をされており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は、市道や山林及び自己所有地となっており、今後においても現状と変更がないことから、問題はないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第58号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (次長)

失礼いたします。議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ、並びに別紙「議案説明資料」11ページから25ページまでを、併せてご覧ください。

1番、新谷の土地180㎡の案件は、現在、譲受人は親と同居しているが、子供の成長に伴い手狭で不便なため、申請地を借り受けて、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約5.3kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

2番、春賀の土地308㎡の案件は、譲受人の現在の住居は手狭で不便なため、申請地を取得して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北に約6.4kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

3番、長浜町下須戒の土地、3筆合計664㎡の案件は、工業用水中継ポンプ場建設のため、申請地を取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北西に約10.5kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

4番、肱川町大谷の土地144㎡の案件は、譲受人の住居近くにある申請地を取得し、車庫及び露天駐車場にしようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南東に約14.8kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、本申請地は写真をご覧いただいたとおり、既に車庫が建築された違反転用の状態です。これについて、譲渡人、譲受人双方から始末書が提出され、本人たちも反省しておりますので、追認していただきますようお願いいたします。

以上、4件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 (会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

19番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の11ページから14ページを参考にしてください。

申請地は12ページの位置図のとおり、大洲市新谷小学校から西へ、約1.0kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、13ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

2番。

21番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の15ページから17ページを参考にしてください。

申請地は、16ページの位置図のとおり、大洲市三善小学校から北北西へ約800mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、17ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長(会長)

3番。

28番

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の18ページから21ページを参考にしてください。

申請地は、19ページの位置図のとおり、大洲市大和公民館から東へ約400mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、20ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 (会長)

4 番。

3 4 番

それでは、4 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 2 2 ページから 2 5 ページを参考にしてください。

申請地は、2 3 ページの位置図のとおり、大洲市肱川支所から南南西へ約 2. 2 km に位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、既に申請地に建物等が建設されており、違反転用の状態です。

また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、2 4 ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、譲渡人、譲受人双方より始末書が提出され、反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま

す。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 (会長)

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第 5 9 号『農地転用事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (次長)

失礼いたします。議案第 5 9 号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。

議案書 4 ページ、並びに別紙「議案説明資料」2 6 ページから 3 5 ページまでを、併せてご覧ください。

1 番、柚木の土地の案件は、平成 2 8 年 9 月 6 日付けで転用許可となっている案件です。

転用許可を受けた後、家族が死亡や転出により減ったため、建築面積を減らした住宅を建築するとともに、申請地を 2 筆に分筆し、その一方にも新たな事業承継人が住宅を建築しよう、事業内容の変更をしようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南東に約 6 0 0 m のところに位置し、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域 (第一種住居地域) 内にある農地であることから、第 3 種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、阿蔵の土地の案件は、令和2年6月2日付けで転用許可となっている案件です。

大型作業車の露天駐車場が新たに必要となったため、その分、資材置場の面積を減少させるとともに、平屋の予定だった倉庫を2階建てにしようと、事業目的の変更をしようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北西に約1.8kmのところに位置し、おおむね500m以内に、JR伊予大洲駅が存する区域内にあることから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、写真をご覧いただいたとおり、既に計画変更後の状態です。

これについて、申請人より始末書が提出され、本人も反省しておりますので、追認していただきますようお願いいたします。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の26ページから30ページを参考にしてください。

申請地は、27ページの位置図のとおり、自動車道柚木インターチェンジから北西へ約400mに位置する農地になります。

本件は、事務局報告のとおり、平成28年9月に転用許可されている案件です。

変更内容は、転用許可を受けた後に家族が減り、建築面積を減らした住宅を建築することとしたため、申請地を2筆に分筆し、その一方にも新たな事業承継人が住宅を建築するため、事業内容の変更が必要となったとのことでございます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、計画変更承認があり次第、借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、28ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地はありませんので、特に問題ないものと思われま。

次に、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の31ページから35ページを参考にしてください。

申請地は32ページの位置図のとおり、大洲市久米小学校から北東へ約2.0kmに位置する農地になります。

本件は、事務局報告のとおり、令和2年6月に転用許可されている案件です。

変更内容は、大型作業車の露天駐車場が新たに必要となったため、資材置場の面積を減らすとともに、平屋の予定だった倉庫を2階建てとするため、事業目的の変更が必要となったとのことでございます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、既に倉庫を建設しており、違反転用の状態にあります。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、33ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同



意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。  
以上2件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、2番案件の違反転用に関しましては、申請者より始末書が提出され、反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長（会長） 地元委員さんからの報告がありました、何かご質疑はありませんか。
- 委員 （質疑なし）
- 議長（会長） 特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり変更承認相当として送付することに、ご異議ありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり変更承認相当として送付することに決定いたしました。  
次に、議案第60号『非農地証明について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局（農政係長） 失礼いたします。議案第60号「非農地証明について」ご説明申し上げます。  
議案書5ページ、並びに別紙「議案説明資料」36ページから38ページまでを、併せてご覧ください。  
1番、五郎の土地297㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。  
申出によりますと、申請地に桧を植林して約20年経過し、現在は竹等も生えており、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。  
以上、1件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
- 4番 それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。  
議案説明資料の36ページから38ページを参考にしてください。  
申請地は、37ページの位置見取図のとおり、JR五郎駅から西に1.7km、大洲市役所から北北東へ約3.7kmに位置する農地になります。  
申請によりますと、申請地に約20年前に桧を植林し、そのまま放置していたため、農地への復旧は著しく困難との申出です。  
申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、手入れもされていないため竹や雑木等が繁茂し、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま
- す。  
よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長（会長） 地元委員さんからの報告がありました、何かご質疑はありませんか。

- 委員 (質疑なし)
- 議長 (会長) 特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 (会長) ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。  
次に、議案第61号『下限面積(別段の面積)の変更について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 (農地係長) 議案第61号「下限面積(別段の面積)の変更について」をご説明します。  
議案書6ページをご覧ください。  
当議案では、「下限面積(別段の面積)の設定について」の中にある「空き家に附属した農地に限定した設定について」は、農業委員会が指定した農地に限るとあるため、今回、指定追加としてご協議願うものです。  
1番、肱川町宇和川の土地、畑2筆・計349㎡です。  
申請地は、大洲市役所から南東に約12.9kmにある自宅と、その周辺の農地になります。  
議案書にも記載しておりますが、申請人の両親が暮らしていたが、父親が他界し、母親も所有者と同居するため市外へ転出したことで、居宅や農地は使用予定がなくなり、売却を検討したため「大洲市空き家バンク」に登録されたという経緯になっております。  
なお、今回の総会でご承認いただけましたら、次月以降の総会において「農地法第3条の規定による許可申請」が提出される予定になっております。  
以上1件、ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長 (会長) 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
- 委員 (質疑なし)
- 議長 (会長) 特に、ご質疑もないようですので、只今説明がありましたように地番指定することに、ご異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 (会長) ご異議ないものと認め、今回申出があった農地について地番指定することに決定いたしました。  
次に、議案第62号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。  
この議案の中には、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

	事務局の説明を求めます。
事務局（農地係長）	<p>議案第62号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の7ページから、ご覧ください。新規案件のみを説明させていただきます。</p> <p>2番、及び8ページの3番と4番は、いずれも野菜を栽培するため、使用貸借権を5年間設定します。</p> <p>6番、及び9ページの7番と8番ですが、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定します。</p> <p>次に10ページの13番と14番は、中間管理事業を使った貸借になります。1名の地権者が「えひめ農林漁業振興機構」を通しまして、〇〇〇に貸し付けるものです。内容は野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定するものです。</p> <p>11ページをお開きください。</p> <p>その他の案件は、再設定となりますので、ご確認をお願いします。</p> <p>以上、利用権設定件・筆数、16件・28筆、利用権設定総面積47,136㎡。</p> <p>いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。</p> <p>次に、議案第63号『大洲市農業委員会公印規則の一部改正について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（次長）	<p>失礼いたします。議案第63号「大洲市農業委員会公印規則の一部改正について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書12ページから18ページまでをご覧ください。</p> <p>これは、本年4月の大洲市の機構改革によりまして、大洲市各支所の地域振興課が廃止されたため、それまで大洲市農業委員会公印の保管者であった、地域振興課長に代わる保管者を明確にするため、規則の一部を改正しようとするものです。</p> <p>改正する箇所でございますが、議案書の12ページと13ページに記載しているとおりであります。全文の説明は行いません。改正された規則の全文につきましては、14ページから18ページまでに新旧対照表として、現行と改正後（案）を載せております。これにつきましては、この議案書で各自お目通しいただきますようお願いいたします。</p>

説明は以上です。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

（質疑なし）

議 長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり改正することに、ご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり改正することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。